

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番5
名 称 水島エコワークス株式会社
代表取締役 藤井 和夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 令和 5年 3月31日

許可の有効年月日 令和10年 3月30日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理（ガス化改質方式の焼却）
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
「裏面に記載」

2. 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 : 汚泥、廃油、廃プラスチック類及び産業廃棄物の焼却施設
設置場所 : 岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番5
設置年月日 : 平成16年12月24日
処理能力 : 555トン/日（24時間、185トン/日×3基）
許可年月日 : 平成15年3月20日
許可番号 : 第（3、5、8、13の2）-K50号

3. 許可の条件

施設の設置場所：岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番5
用地面積：33,281㎡

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年 1月 5日 新規許可
平成19年 4月 5日 変更届に伴う許可証の書換え（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の一部廃止）
平成26年 5月20日 変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加）
令和 3年10月 1日 変更届に伴う許可証の書換え（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の一部廃止）
令和 5年 3月31日 更新許可（更新期限到来前）

5. 規則第10条の16第2項の規定により準用する規則第10条の4第7項による許可証の提出の有無 無

(裏面)

1. 事業の範囲

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類に限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限る。)

特定有害産業廃棄物 (以下の有害物質を含むものに限る。) 及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物 (アルキル水銀化合物を含む。)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、オキサカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃油 (トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン若しくはベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃酸 (水銀又はその化合物 (アルキル水銀化合物を含む。)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、オキサカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ (水銀又はその化合物 (アルキル水銀化合物を含む。)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエレン、シス-1, 2-ジクロロエレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、オキサカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

鉍さい (水銀又はその化合物 (アルキル水銀化合物を含む。)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

ばいじん (水銀又はその化合物 (アルキル水銀化合物を含む。)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

輸入廃棄物に係るばいじん、燃え殻及び汚泥